

令和 7 年 4 月 1 日

医療法人 好古堂 次世代育成法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用労働整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2. 内容

目標①：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる
「子ども参観日」の実施

〈対策〉

- ・ 10 月に病院・施設ツアーを行うよう年間スケジュールに組み込む

目標②：有給取得率を 55%以上にする

〈対策〉

- ・ 管理者・職員に対し積極的に有給取得を促す
- ・ 給与明細に有給残日数が記載されていることを PR する
- ・ 職員や家族の誕生日、記念日などがある月に積極的に有給休暇の取得を促す